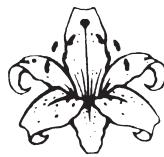


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成28年10月21日（金曜日）

号外 第83号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	
<b>○条例</b>		
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (政策・市町村課)	3	る条例の一部を改正する条例 (県土整備・砂防海岸課)
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (政策 ・市町村課)	3	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例 (県土整 備・建築指導課)
収入証紙に関する条例の一部を改正する条例 (総務・ 財政課)	3	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を 改正する条例 (教委・行政課)
神奈川県県税条例の一部を改正する条例 (総務・税制 企画課)	3	神奈川県立の博物館条例等の一部を改正する条例 (教 委・生涯学習課)
地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対 象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指 定するための基準、手続等を定める条例の一部を改 正する条例 (県民・NPO協働推進課)	3	警察組織に関する条例の一部を改正する条例 (警察本 部・警務課)
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受 け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を 改正する条例 (県民・NPO協働推進課)	3	<b>○規則</b>
神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する條 例 (環境農政・環境計画課)	3	神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改 正する規則 (環境農政・環境計画課)
民生委員定数条例の一部を改正する条例 (保健福祉・ 地域福祉課)	4	<b>○告示</b>
港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関す	4	事業活動温暖化対策指針の一部改正 (環境農政・環境 計画課)
		建築物温暖化対策指針の一部改正 (環境農政・環境計 画課)
		建築物環境性能表示基準の一部改正 (環境農政・環境 計画課)
		特定開発事業温暖化対策指針の一部改正 (環境農政・ 環境計画課)

## 本号で公布された条例のあらまし

### 1 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、別表4の2の項(2)に関する改正規定は、公布の日から起算し  
て8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

### 2 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 都道府県知事保存本人確認情報の知事の利用に係る事務として、介護支援専門員の登録又は介護支援専門員証の交付並  
びに生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施等に関する事務であって規則で定めるものを追加することとした。  
(別表第2関係)
- (2) 都道府県知事保存本人確認情報の知事の利用に係る事務から神奈川県立病院等看護師修学資金の貸付けに係る債権の  
管理に関する事務を削除することとした。(別表第2関係)
- (3) この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

### 3 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 神奈川県建築基準条例の一部改正に伴い、特定用途誘導地区における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数  
料を収入証紙により徴収することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、平成28年11月1日から施行することとした。

### 4 神奈川県県税条例の一部を改正する条例

- (1) 水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため、平成29年度から平成33年度までの各年度分の個人の県民税の所  
得割及び均等割について、税率の特例措置を講ずることとした。(附則第39項関係)
- (2) この条例は、平成29年1月1日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**5 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例**

- (1) 指定特定非営利活動法人が役員報酬規程等を事務所に備え置かなければならない期間の終期をその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日とすることとした。(第12条関係)
- (2) 知事が指定特定非営利活動法人から提出を受けた役員報酬規程等を閲覧させ、又は謄写させなければならない期間を5年間とすることとした。(第14条関係)
- (3) この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**6 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**

- (1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として2法人を定めるとともに、当該法人に係る神奈川県県税条例第10条第2項の期間を定めることとした。(別表関係)
- (2) 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

**7 神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例**

- (1) 地球温暖化対策計画に定める事項に地球温暖化の影響への適応を図るために取組に関する事項を加えることとした。(第7条関係)
- (2) その他規定の整備を行うこととした。(第1条、第2条、第9条、第19条、第32条、第34条、第40条、第41条関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

**8 民生委員定数条例の一部を改正する条例**

- (1) 平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町及び開成町の区域における民生委員の定数を変更することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、平成28年12月1日から施行することとした。

**9 港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例**

- (1) 港湾法の一部改正に伴い、港湾の臨港地区内の分区において建設等が可能な構築物として、港湾情報提供施設を追加することとした。(別表第1～別表第3関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

**10 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例**

- (1) 建築基準法の一部改正に伴い、特定用途誘導地区における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料について新たに徴収することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、平成28年11月1日から施行することとした。

**11 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例**

- (1) 県立高校改革実施計画による学科改編に伴い、神奈川県立横浜清陵総合高等学校、神奈川県立横浜緑園総合高等学校、神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校及び神奈川県立吉田島総合高等学校の名称を、神奈川県立横浜清陵高等学校、神奈川県立横浜緑園高等学校、神奈川県立小田原東高等学校及び神奈川県立吉田島高等学校にそれぞれ改めることとした。(別表第1関係)
- (2) この条例中、別表第1に項を加える改正規定は平成28年11月1日から、別表第1の項を削る改正規定は平成29年4月1日から施行することとした。

**12 神奈川県立の博物館条例等の一部を改正する条例**

- (1) 神奈川県立歴史博物館、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立金沢文庫及び神奈川県立近代美術館に入館する際の観覧券の提出等について定めることとした。
- (2) この条例は、平成28年12月1日から施行することとした。

**13 警察組織に関する条例の一部を改正する条例**

- (1) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行に伴い、警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等に関する事を加えるとともに、規定の整備を行うこととした。(第3条関係)
- (2) この条例は、平成28年11月30日から施行することとした。

## 条 例

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第66号

### **事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表4の2の項(2)中「公告し、」の次に「又はインターネットの利用により公表し、」を加え、同項(3)中「求めること」の次に「((1)から(3)までに掲げる事務を処理するため必要があるときに限る。)」を加え、同項中(3)を(3)とし、(3)の次に次のように加える。

(3) 法第72条第2項の規定により、特定非営利活動法人の活動の状況に関する情報 ((1)から(3)までに掲げる事務に関するものに限る。) を内閣総理大臣が整備するデータベースに記録すること。

#### **附 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表4の2の項(2)の改正規定は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第67号

### **住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**

住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第2中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から9の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

9 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護支援専門員の登録又は介護支援専門員証の交付に関する事務であって規則で定めるもの

10 生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

#### **附 則**

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第68号

### **収入証紙に関する条例の一部を改正する条例**

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表22の項中

「敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」

「敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」

特定用途誘導地区における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料」

改める。

#### **附 則**

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第69号

### **神奈川県県税条例の一部を改正する条例**

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第39項中「平成24年度から平成28年度まで」を「平成29年度から平成33年度まで」に改め、同項第2号中「1,300円（平成26年度から平成28年度までの各年度分にあつては1,800円）」を「1,800円」に改める。

#### **附 則**

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

2 改正後の附則第39項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第70号

### **地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例**

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」に改め、「間、」の次に「こ

れを」を加え、同条第3項中「3年」を「5年」に改める。

第14条中「第11条第1項」を「役員名簿、定款等、第11条第1項」に、「係る書類」を「係る書類又は」に、「3年間」を「5年間」に改め、「又は役員名簿若しくは定款等」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の第12条第2項及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る同項各号に掲げる書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る改正前の第12条第2項各号に掲げる書類については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第12条第3項及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、同日前に行われた助成金の支給に係る改正前の第12条第3項の書類については、なお従前の例による。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第71号

#### 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパンいづみの項中「16番5号」を「16番4号」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人地域家族しんちやんハウス	大和市南林間七丁目1番15号	平成28年1月1日から平成33年10月31日まで
特定非営利活動法人市民セクターよこはま	横浜市中区太田町四丁目49番地NG S横濱馬車道ビル802号	平成28年1月1日から平成33年10月31日まで

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第72号

#### 神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「新エネルギー等環境配慮技術」を「再生可能エネル

ギー等環境配慮技術」に改める。

第1条中「にかんがみ」を「、また、地球温暖化の影響が既に現れていることに鑑み」に改める。

第2条第1号中「及び大気」を「、大気及び海水」に改め、同条第5号中「新エネルギー等」を「再生可能エネルギー等」に、「化石燃料以外のエネルギーであって規則で定めるもの」を「永続的に利用することができると認められるエネルギー源であって規則で定めるものを利用したエネルギー」に、「新エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改める。

第7条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地球温暖化の影響への適応を図るための取組に関する事項  
第9条第3項中「新エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改める。

第19条第1項第6号、第32条及び第34条第1項第5号中「新エネルギー等」を「再生可能エネルギー等」に改める。

第2章第5節の節名中「新エネルギー等環境配慮技術」を「再生可能エネルギー等環境配慮技術」に改める。

第40条の見出し中「新エネルギー等環境配慮技術」を「再生可能エネルギー等環境配慮技術」に改め、同条第1項中「、新エネルギー等」を「、再生可能エネルギー等」に、「新エネルギー等環境配慮技術」を「再生可能エネルギー等環境配慮技術」に改め、同条第2項中「新エネルギー等環境配慮技術」を「再生可能エネルギー等環境配慮技術」に改める。

第41条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「新エネルギー等環境配慮技術」を「再生可能エネルギー等環境配慮技術」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第73号

#### 民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員定数条例（平成26年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表平塚市の項中「405人」を「406人」に改め、同表藤沢市の項中「508人」を「517人」に改め、同表小田原市の項中「332人」を「339人」に改め、同表茅ヶ崎市の項中「316人」を「324人」に改め、同表秦野市の項中「258人」を「260人」に改め、同表大和市の項中「276人」を「277人」に改め、同表伊勢原市の項中「138人」を「141人」に改め、同表海老名市の項中「151人」を「156人」に改め、同表綾瀬市の項中「125人」を「129人」に改め、同表寒川町の項中「68人」を「73人」に改め、同表開成町の項中「33人」を「35人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第74号

### 港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(平成17年神奈川県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「共同利用施設」の次に「(1の項に掲げる施設を除く。)」を加える。

別表第2の1の項中「第9号」を「第8号の3」に改め、同表の11の項中「共同利用施設」の次に「(1の項に掲げる施設を除く。)」を加える。

別表第3の4の項中「共同利用施設」の次に「(1の項に掲げる施設を除く。)」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第75号

### 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

神奈川県建築基準条例(昭和35年神奈川県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表中21の6の項を21の7の項とし、21の2の項から21の5の項までを1項ずつ繰り下げ、21の項の次に次のように加える。

21の2 法第60条の3第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率又は建築面積に関する特例の許可の申請に対する審査	特定用途導地区における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料	16万円
--	------------------------------------	------

#### 附 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第76号

### 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例(昭和39年神奈川県条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第1神奈川県立横浜立野高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立横浜清陵高等学校	横浜市南区清水ヶ丘41番地
---------------	---------------

別表第1神奈川県立横浜清陵総合高等学校の項を削り、同表神奈川県立松陽高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立横浜緑園高等学校	横浜市泉区岡津町2, 667番地
---------------	------------------

別表第1神奈川県立横浜緑園総合高等学校の項を削り、同表神奈川県立小田原高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立小田原東高等学校	小田原市東町4丁目12番1号
---------------	----------------

別表第1神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校の項を削り、同表神奈川県立山北高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立吉田島高等学校	足柄上郡開成町吉田島281番地
--------------	-----------------

別表第1神奈川県立吉田島総合高等学校の項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、別表第1神奈川県立横浜清陵総合高等学校の項、神奈川県立横浜緑園総合高等学校の項、神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校の項及び神奈川県立吉田島総合高等学校の項を削る改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

神奈川県立の博物館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第77号

### 神奈川県立の博物館条例等の一部を改正する条例

(神奈川県立の博物館条例の一部改正)

**第1条** 神奈川県立の博物館条例(昭和41年神奈川県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条第1項中「しようとする者」を「する者(以下「観覧者」という。)」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 教育委員会は、第1項本文及び前項に規定する観覧料を納めた者に観覧券を交付するものとする。

第4条に次の1項を加える。

4 観覧者(別表備考2に規定する者を除く。)は、入館する際に、前項に規定する観覧券又はこれに代わるものとして教育委員会が認めたものを提出し、又は提示しなければならない。(神奈川県立金沢文庫条例の一部改正)

**第2条** 神奈川県立金沢文庫条例(昭和42年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条第1項中「しようとする者」を「する者(以下「観覧者」という。)」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 教育委員会は、第1項本文及び前項に規定する観覧料を納めた者に観覧券を交付するものとする。

第4条に次の1項を加える。

4 観覧者（別表備考2に規定する者を除く。）は、入館する際に、前項に規定する観覧券又はこれに代わるものとして教育委員会が認めたものを提出し、又は提示しなければならない。（神奈川県立近代美術館条例の一部改正）

### 第3条 神奈川県立近代美術館条例（昭和42年神奈川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条第1項中「しようとする者」を「する者（以下「観覧者」という。）」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 教育委員会は、第1項本文及び前項に規定する観覧料を納めた者に観覧券を交付するものとする。

第4条に次の1項を加える。

4 観覧者（別表備考2に規定する者を除く。）は、入館する際に、前項に規定する観覧券又はこれに代わるものとして教育委員会が認めたものを提出し、又は提示しなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

警察組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第78号

#### 警察組織に関する条例の一部を改正する条例

警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号クを次のように改める。

ク オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

第3条第2号に次のように加える。

ケ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

#### 附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。

## 規 則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第96号

#### 神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川県規則第73号）の一部を次のように改正する。

「新エネルギー等」を「再生可能エネルギー等」に改める。

第1条第1項中「化石燃料以外のエネルギー」を「永続的に利用することができると認められるエネルギー源」に改める。

第27条第1号中「20-1(1)」を「22-1(1)」に改める。

第9号様式（裏）の備考4及び第10号様式（裏）の備考4中「すべて」を「全て」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

## 告 示

### 神奈川県告示第462号

事業活動温暖化対策指針（平成21年神奈川県告示第550号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

4の項(4)ウ(7)b中「新エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改める。

### 神奈川県告示第463号

建築物温暖化対策指針（平成21年神奈川県告示第551号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

3の項(3)中「新エネルギー等」を「再生可能エネルギー等」に改める。

### 神奈川県告示第464号

建築物環境性能表示基準（平成21年神奈川県告示第552号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。ただし、改正後の別表第1及び第1号様式の規定は、この告示の施行の日以後に提出される神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）第19条第1項に規定する建築物温暖化対策計画書（以下「建築物温暖化対策計画書」という。）に記載された建築物に係る同条例第25条第1項又は第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による表示（以下「表示」という。）について適用し、同日前に提出された建築物温暖化対策計画書に記載された建築物に係る表示については、なお従前の例による。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

別表第1中「新エネルギー等」を「再生可能エネルギー等」に、「新エネルギーの」を「再生可能エネルギーの」に改める。

第1号様式中



を



に

改める。

**神奈川県告示第465号**

特定開発事業温暖化対策指針（平成21年神奈川県告示第553号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成28年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

3の項及び別表第1の1の項1.1の項中「新エネルギー等」を「再生可能エネルギー等」に改める。

別表第2の1.1の項中「新エネルギー等」を「再生可能エネルギー等」に、「新エネルギー利用設備」を「再生可能エネルギー利用設備」に改める。